

薬務第452号
平成21年10月27日

社団法人広島県配置医薬品連合会会長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課



薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者
の配置員の資質向上に係る一定水準の講習等について（通知）

このことについて、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知（以下「課長通知」という。）で、この講習等の標準的方法が示され、既存配置販売業者等が実施する講習等については都道府県薬務主管課に届け出ることとされています。

つきましては、本県における取扱いを次のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本年度に実施される講習等については、すでに貴会から実施計画の届出がされており、改めて提出する必要はありません。

また、既存配置販売業者のうち、広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ講習等の委託をしていない者へ対しては、別紙写しのとおり通知しております。

1 届出の内容

当該年度における講習等の実施計画

2 提出期限

毎年5月31日まで

3 届出の様式

(1) 既存配置販売業者が自ら実施する場合

別紙様式により届出してください。

(2) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ委託する場合

届出は不要です。

(3) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会以外の団体等へ委託する場合

各既存配置販売業者又は委託を受けた団体が別紙様式により届出してください。

4 届出書の記入方法

別紙「記入上の注意」を参考にしてください。

5 提出先・問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局保健医療部薬務課薬事グループ 電話(082) 513-3222 (担当 森木)

別紙【記入上の注意】

1 実施期間

(1) 「実施期間」欄に、当該講習等の実施予定の年月日を記入してください。

2 実施者

(2) 「実施者」欄には、既存配置販売業者自ら当該講習等を行う場合には、「自ら実施」にチェックを付け、講習を委託する場合は、「委託」にチェックをつけてください。

なお、委託を受けた団体等が提出する場合は、「受託」にチェックをつけてください。

3 実施体制

(3) 「実施体制」欄には、各項目について、該当するものにチェックを付けてください。

4 講習、研修の内容

(4) 「講習、研修の内容」欄には、講習等の実施予定日、予定時間数及び予定内容を記入してください。

また、講習等の形式が座学の場合は「座学」に、遠隔講座又は通信講座の場合は「通信」にチェックを付けてください。

実施内容には、以下の項目のいずれかを記入してください。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ その他配置販売業に従事する者として求められる理念、倫理、関連法規等

5 受託先について

既存配置販売業者から委託を受けた団体等が提出する場合は、受託先の既存配置販売業者一覧（別紙例示）を添付してください。

6 届出者

(1) 既存配置販売業者が自ら実施する場合は、講習等を実施する既存配置販売業者が届出してください。

(2) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ委託する場合は、届出は不要です。

(3) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会以外の団体等へ委託する場合は、各既存配置販売業者又は委託を受けた団体が別紙様式により届出してください。

既存配置販売業者から委託を受けた団体等が提出する場合は、受託先の既存配置販売業者一覧（別紙例示）を添付してください。

7 提出期日

毎年5月31日まで

8 提出部数及び提出先

下記窓口まで本書を1部提出してください。

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局保健医療部薬務課



薬務第452号

平成21年10月27日

各既存配置販売業者 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52

薬務課



薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質向上に係る一定水準の講習等について（通知）

このことについて、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知（以下「課長通知」という。）で、この講習等の標準的方法が示され、既存配置販売業者等が実施する講習等については都道府県薬務主管課に届け出ることとされています。

このたび、本県における取扱いを次のとおりとしましたので、お知らせします。

つきましては、当該講習等について適切に実施・受講していただきますようお願いします。

なお、既存配置販売業者の下で従事する配置員の身分証明書交付申請については、添付書類等を別紙のとおりとしますので、ご承知ください。

1 届出の内容

当該年度における講習等の実施計画

2 提出期限

毎年5月31日まで

3 届出様式

(1) 既存配置販売業者が自ら実施する場合

別紙様式により届出してください。

(2) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ委託する場合

届出は不要です。

(3) 広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会以外の団体等へ委託する場合

各既存配置販売業者又は委託を受けた団体が別紙様式により届出してください。

4 届出書の記入方法

別紙「記入上の注意」を参考にしてください。

5 提出先・問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局保健医療部薬務課薬事グループ 電話(082) 513-3222 (担当 森木)

配置従事者身分証明書交付申請について（既存配置販売業の下で従事する方）

申請書の提出先	広島県健康福祉局保健医療部業務課
提出部数	1部
提出書類	<p>1 配置従事者身分証明書交付申請書（旧規則様式第84）</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの。）</p> <p>(2) 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類</p> <p>(3) 申請者の住民票（ただし、広島県において身分証明書の交付を受けている又は受けていた者であって、住所等の変更がない者にあつては、不要であること。）</p> <p>(4) 既存配置販売業者又は既存配置販売業者が委託する配置販売業者に関する団体が実施する講習、研修会の受講証明書</p> <p>(5) 広島県内で配置に従事する場合は、配置従事届</p>
備考	業事法の規定に基づく申請又は届出の際に、同一書類が、知事、保健所（支所）長又は保健所を設置している市の市長宛に提出されており、その旨が申請書備考欄に付記されている場合は、添付書類を省略することができる。
手数料	7,100円（広島県収入証紙による）
記載方法	申請書の「備考」欄には、申請の種別の該当する項目に○をし、継続申請に該当する場合は、現在所持している身分証明書の番号を記載する。